

## マンション管理計画認定提出書類一覧

書類の名称等	確認欄
① <b>豊中市マンション管理適正化指針に関する管理計画確認書</b> *様式1に記入してください。	
② <b>防災マニュアル【※1】</b> *認定基準に適合しているか事前にご相談ください。	
③ <b>各戸配布用防災マニュアル【※2】</b>	
④ <b>防災マニュアルを配布したことが分かる書類【※3】</b>	
⑤ <b>表明保証書</b> *居住者名簿及び災害時要援護者名簿を備えていることを表明する書類	
⑥ <b>安否確認ステッカーを配布したことが分かる書類もしくは申立書</b>	
⑦ <b>安否確認ステッカーの写し</b> *安否確認ステッカーの作成データや写真を添付してください。	
⑧ <b>防災訓練を実施したことが分かる書類【※4】</b>	
⑨ <b>レターパック</b> *郵送での通知を希望する場合、送付先を記入したレターパックを添付してください。	
⑩ <b>委任状【※5】</b> *管理者等以外が申請及び通知の受け取りを行う場合、添付してください。	

【※1】防災マニュアルは、以下の項目を明記している必要があります。

1. 対策本部の役割分担と設置条件
2. 避難経路と避難場所が確認できる図面等
3. マンション内避難ができない場合の避難場所
4. ライフライン（ガス・電気・水道）停止時の対応
5. 備蓄品リスト（備品・食料など）
6. 居住者及び災害時要援護者の名簿等
7. 周辺自治会等との連携内容が確認できる書類（自治会長等の連絡先など）
8. 地震・風水害それぞれの災害発生時から3日目までの行動計画
9. 安否確認の実施体制
10. 安否確認ステッカー等の作成・配布

【※2】各戸配布用の防災マニュアルは、【※1】に示す内容のうち、住民が避難等に必要な情報のみに行うことができます。

【※3】防災マニュアルを配布した際の書類を提出してください。

【※4】防災訓練は年に1回以上定期的に実施し、防災マニュアルに記載している対策本部の活動について確認してください。なお、web 避難訓練は対象外です。災害時における対策本部の活動についての訓練を行ってください。

防災訓練を実施していることが確認できる書類は、以下の項目を明記している必要があります。総会や理事会の議事録で確認できる場合は議事録を提出してください。議事録に記載がない場合は、詳細を記載した書類をご提出ください。

- 実施日時
- 参加者数
- 実施内容

【※5】マンション管理計画認定においては、申請者が法で定められています。申請者（管理者）以外が申請する場合は委任状を添付してください。なお、行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。